

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和5年2月17日（金）

（案件名）

- ・ 令和4年度地方債に係る同意等（二次協議分）について（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課

内村地方債管理官（内線 23392）

【根拠法令】

○地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）

（地方債の協議等）

第5条の3

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 11 総務大臣は、第1項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

第5条の4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第1項の規定による協議又は同条第6項の規定による届出をすることを要しない。

- 3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体（第1項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第1項の規定による協議又は同条第6項の規定による届出をすることを要しない。
- 4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第1項各号に掲げるものを除く。）は、第5条第5号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第1項の規定による協議又は同条第6項の規定による届出をすることを要しない。
- 7 総務大臣は、第1項、第3項及び第4項の総務大臣の許可並びに第1項第4号から第6号までの規定による指定及び第2項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(退職手当の財源に充てるための地方債についての関与の特例)

附則第 33 条の 8

地方公共団体は、平成十八年度から令和七年度までの間(次項において「特例期間」という。)に限り、退職手当の財源に充てるための地方債(当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。)を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第 5 条の 3 第 1 項及び第 6 項並びに第 5 条の 4 第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 4 総務大臣は、第 1 項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

○地方財政法施行令(昭和 23 年政令第 267 号)(抄)

(地方債の協議の相手方等)

第 2 条

- 3 都道府県知事は、法第 5 条の 3 第 1 項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 総務大臣は、第 3 項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

(地方債の許可手続)

第 21 条

法第 5 条の 4 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第 2 号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 3 都道府県知事は、第 1 項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 総務大臣は、第 3 項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

(退職手当の財源に充てる地方債の許可手続)

附則第5条

法第33条の8第1項の規定により、地方公共団体が同項に規定する地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第2号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5 総務大臣は、第3項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

令和4年度地方債同意等額（2次協議分）について

以下のとおり、地方財政法第5条の3第1項並びに第5条の4第1項、第3項及び第4項並びに法附則第33条の8第1項又は地方財政法施行令第2条第3項、第21条第3項、附則第5条第3項の規定に基づき、地方公共団体から協議又は許可申請のあった地方債について、提出書類を確認の上、同意又は許可を行う。

1. 今回の同意等額について

(単位：億円)

	同意等額 (2次協議分) (A)	既同意等額・ 届出額 (B)	合計 (A+B)	地方債計画額
通常収支分	(40) 17,713	(147) 98,388	(187) 116,101	(334) 116,228
東日本 大震災分	(0.01) 2	(-) 10	(0.01) 12	(1) 15
総計	(40) 17,715	(147) 98,398	(187) 116,113	(335) 116,243

※1 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※2 () 書きは国の予算等貸付金債であり、外数である。

※3 ①令和4年度当初予算分と②令和4年度補正予算(第2号)分の内訳は次のとおり。

①令和4年度当初予算分：1兆2,526億円、②令和4年度補正予算(第2号)分：5,189億円

2. 今回同意等を行う主な事業債

(1) 令和4年度当初予算分

行政改革推進債(1,472億円)、災害復旧事業債(1,228億円)、公共事業等債(1,062億円)

(2) 令和4年度補正予算(第2号)分

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(3,693億円)、公共事業等債(846億円)、

災害復旧事業債(255億円)

3. 今後のスケジュール

○2次協議分：2月24日(金)に同意等予定

○最終協議分：3月中旬に同意等予定

○ 地方債同意等額について(令和4年度 第2次分(当初分))

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既同意等額 (第1次分+届出 (1月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	56,717	56,870	10,639	67,509	▲10,792	119.0%
公共事業等	15,905	16,716	1,062	17,778	▲1,873	111.8%
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業※※	-	577	115	693	▲693	皆増
公営住宅建設事業	1,090	1,950	127	2,077	▲987	190.6%
災害復旧事業	1,127	431	1,228	1,659	▲532	147.2%
教育・福祉施設等整備事業	3,707	5,265	1,155	6,420	▲2,713	173.2%
学校教育施設等	1,454	2,201	729	2,930	▲1,476	201.5%
社会福祉施設	367	511	78	589	▲222	160.5%
一般廃棄物処理	807	1,680	187	1,867	▲1,060	231.4%
一般補助施設等	542	553	125	678	▲136	125.0%
施設(一般財源化分)	537	320	35	355	182	66.2%
一般単独事業	28,013	26,726	3,859	30,585	▲2,572	109.2%
一般	2,411	7,104	463	7,567	▲5,156	313.9%
地域活性化	690	1,051	161	1,212	▲522	175.7%
防災対策	871	533	73	606	265	69.6%
地方道路等	3,221	5,008	409	5,417	▲2,196	168.2%
旧合併特例	5,500	2,401	499	2,900	2,600	52.7%
緊急防災・減災	5,000	2,877	330	3,207	1,793	64.1%
公共施設等適正管理	5,220	4,687	808	5,495	▲275	105.3%
緊急自然災害防止対策	4,000	2,330	937	3,267	733	81.7%
緊急浚渫推進	1,100	735	179	914	186	83.1%
辺地及び過疎対策事業	5,730	4,803	1,057	5,860	▲130	102.3%
辺地対策	530	477	65	542	▲12	102.4%
過疎対策	5,200	4,326	992	5,317	▲117	102.3%
公共用地先行取得等事業	345	402	55	457	▲112	132.4%
行政改革推進	700	-	1,472	1,472	▲772	210.3%
調整	100	-	508	508	▲408	507.7%
公営企業債	26,477	24,830	1,065	25,895	582	97.8%
水道事業	5,566	5,911	216	6,127	▲561	110.1%
工業用水道事業	300	309	1	310	▲10	103.3%
交通事業	1,963	1,644	216	1,860	103	94.8%
電気事業・ガス事業	288	267	1	269	19	93.3%
港湾整備事業	689	582	40	622	67	90.3%
病院事業・介護サービス事業	4,193	3,706	211	3,917	276	93.4%
市場事業・と畜場事業	379	211	3	213	166	56.3%
地域開発事業	840	774	124	898	▲58	107.0%
下水道事業	12,181	11,345	231	11,576	605	95.0%
観光その他事業	78	81	15	96	▲18	122.9%
(公営企業退職手当債)	-	-	7	7	▲7	皆増
臨時財政対策債	17,805	16,389	337	16,725	1,080	93.9%
退職手当債	800	-	414	414	386	51.7%
国の予算等貸付金債	(334)	(147)	(40)	(187)	(147)	(56.0%)
合計	(334)	(147)	(40)	(187)	(147)	(56.0%)
減収補填債(5条分)	-	-	44	44	▲44	皆増
減収補填債(特例分)	-	-	26	26	▲26	皆増
借換債	-	-	-	-	-	-
総計	(334)	(147)	(40)	(187)	(147)	(56.0%)
	101,799	98,089	12,524	110,612	▲8,813	108.7%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注) 以下にあげる事業債の同意等額(C)と合計(D)の財政融資の欄には令和3年度補正分の本省繰越額を含む。

公共事業等:0.1億円、防災・減災・国土強靱化緊急対策:78億円、災害復旧:2億円、学校教育施設等:115億円、一般廃棄物処理:5億円、一般補助施設等:5億円、辺地:0.5億円、過疎:37億円、水道:2億円

※※ 本省繰越分の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既同意等額 (第1次分+届出 (1月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	10	10	-	10	0.3	97.4%
公営住宅建設事業	8	8	-	8	0.4	94.6%
災害復旧事業	1	-	-	-	1	-
一般補助施設等※※	-	2	-	2	-	皆増
一般単独事業	1	0.1	-	0.1	1	13.8%
公営企業債	5	0.2	2	2	3	45.6%
水道事業	5	0.2	2	2	3	45.6%
国の予算等貸付金債	(1)	-	(0.01)	(0.01)	(1)	(1.1%)
総計	(1) 15	- 10	(0.01) 2	(0.01) 12	(1) 3	(1.1%) 80.1%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合計

	地方債計画額 A	既同意等額 (第1次分+届出 (1月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
1 通常収支分	(334) 101,799	(147) 98,089	(40) 12,524	(187) 110,612	(147) ▲8,813	(56.0%) 108.7%
2 東日本大震災分	(1) 15	- 10	(0.01) 2	(0.01) 12	(1) 3	(1.1%) 80.1%
合計	(335) 101,814	(147) 98,099	(40) 12,526	(187) 110,625	(148) ▲8,810	(55.9%) 108.7%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

○ 地方債同意等額について(令和4年度 第2次分(補正(第2号)分))

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 (追加分) A	既同意等額 (届出 (1月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	1,117	2	408	410	707	36.7%
公共事業等	-	-	-	-	-	-
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	-	-	-	-	-	-
公営住宅建設事業	-	-	1	1	▲ 1	皆増
災害復旧事業	1,081	-	255	255	826	23.6%
教育・福祉施設等整備事業	-	1	101	102	▲ 102	皆増
学校教育施設等	-	1	32	33	▲ 33	皆増
社会福祉施設	-	-	-	-	-	-
一般廃棄物処理	-	-	69	69	▲ 69	皆増
一般補助施設等	-	-	-	-	-	-
施設(一般財源化分)	-	-	-	-	-	-
一般単独事業	-	1	46	47	▲ 47	皆増
一般	-	1	4	6	▲ 6	皆増
地域活性化	-	-	-	-	-	-
防災対策	-	-	-	-	-	-
地方道路等	-	-	23	23	▲ 23	皆増
旧合併特例	-	-	16	16	▲ 16	皆増
緊急防災・減災	-	-	-	-	-	-
公共施設等適正管理	-	-	2	2	▲ 2	皆増
緊急自然災害防止対策	-	-	-	-	-	-
緊急浚渫推進	-	-	-	-	-	-
辺地及び過疎対策事業	36	-	5	5	31	14.0%
辺地対策	4	-	1	1	3	27.6%
過疎対策	32	-	4	4	28	12.2%
公共用地先行取得等事業	-	-	-	-	-	-
行政改革推進	-	-	-	-	-	-
調整	-	-	-	-	-	-
公営企業債	1,520	2	162	163	1,357	10.7%
水道事業	837	-	-	-	837	-
工業用水道事業	50	-	-	-	50	-
交通事業	38	-	5	5	33	13.0%
電気事業・ガス事業	-	-	-	-	-	-
港湾整備事業	-	-	-	-	-	-
病院事業・介護サービス事業	-	-	-	-	-	-
市場事業・と畜場事業	55	-	-	-	55	-
地域開発事業	-	-	-	-	-	-
下水道事業	540	2	157	158	382	29.3%
観光その他事業	-	-	-	-	-	-
臨時財政対策債	-	-	-	-	-	-
退職手当債	-	-	-	-	-	-
補正予算債	11,792	295	4,620	4,915	6,877	41.7%
国の予算等貸付金債	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0%)
合計	(0) 14,429	(0) 299	(0) 5,189	(0) 5,488	(0) 8,941	(0.0%) 38.0%
減収補填債(5条分)	-	-	-	-	-	-
減収補填債(特例分)	-	-	-	-	-	-
借換債	-	-	-	-	-	-
総計	(0) 14,429	(0) 299	(0) 5,189	(0) 5,488	(0) 8,941	(0.0%) 38.0%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 (追加分) A	既同意等額 (届出 (1月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	-	-	-	-	-	-
公営住宅建設事業	-	-	-	-	-	-
災害復旧事業	-	-	-	-	-	-
一般補助施設等※※	-	-	-	-	-	-
一般単独事業	-	-	-	-	-	-
公営企業債	-	-	-	-	-	-
水道事業	-	-	-	-	-	-
国の予算等貸付金債	-	-	-	-	-	-
総計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0%)

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合計

	地方債計画額 (追加分) A	既同意等額 (届出 (1月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
1 通常収支分	(0) 14,429	(0) 299	(0) 5,189	(0) 5,488	(0) 8,941	(0.0%) 38.0%
2 東日本大震災分	(0) -	(0) -	(0) -	(0) -	(0) -	(0.0%) -
合計	(0) 14,429	(0) 299	(0) 5,189	(0) 5,488	(0) 8,941	(0.0%) 38.0%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

○ 地方債同意等額について(令和4年度 第2次分(補正(第2号)分))【補正予算債の内訳のみ】

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 (追加分) A	既同意等額 (届出 (1月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	(11,792)	(295)	(4,620)	(4,915)	(6,877)	(41.7%)
公共事業等	(1,587)	(15)	(846)	(861)	(726)	(54.3%)
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	(8,179)	(280)	(3,693)	(3,973)	(4,206)	(48.6%)
公営住宅建設事業	(14)	-	-	-	(14)	-
災害復旧事業	-	-	-	-	-	-
教育・福祉施設等整備事業	(1,921)	-	(81)	(81)	(1,840)	(4.2%)
学校教育施設等	(1,381)	-	(33)	(33)	(1,348)	(2.4%)
社会福祉施設	(63)	-	(10)	(10)	(53)	(15.3%)
一般廃棄物処理	(26)	-	-	-	(26)	-
一般補助施設等	(451)	-	(38)	(38)	(413)	(8.5%)
施設(一般財源化分)	-	-	-	-	-	-
一般単独事業	(91)	-	(0.3)	(0.3)	(91)	(0.3%)
一般	(41)	-	(0.3)	(0.3)	(41)	(0.7%)
地域活性化	(50)	-	-	-	(50)	-
防災対策	-	-	-	-	-	-
地方道路等	-	-	-	-	-	-
旧合併特例	-	-	-	-	-	-
緊急防災・減災	-	-	-	-	-	-
公共施設等適正管理	-	-	-	-	-	-
緊急自然災害防止対策	-	-	-	-	-	-
緊急浚渫推進	-	-	-	-	-	-
辺地及び過疎対策事業	-	-	-	-	-	-
辺地対策	-	-	-	-	-	-
過疎対策	-	-	-	-	-	-
公共用地先行取得等事業	-	-	-	-	-	-
行政改革推進	-	-	-	-	-	-
調整	-	-	-	-	-	-
公営企業債	-	-	-	-	-	-
水道事業	-	-	-	-	-	-
工業用水道事業	-	-	-	-	-	-
交通事業	-	-	-	-	-	-
電気事業・ガス事業	-	-	-	-	-	-
港湾整備事業	-	-	-	-	-	-
病院事業・介護サービス事業	-	-	-	-	-	-
市場事業・と畜場事業	-	-	-	-	-	-
地域開発事業	-	-	-	-	-	-
下水道事業	-	-	-	-	-	-
観光その他事業	-	-	-	-	-	-
臨時財政対策債	-	-	-	-	-	-
退職手当債	-	-	-	-	-	-
補正予算債	-	-	-	-	-	-
国の予算等貸付金債	-	-	-	-	-	-
合計	(11,792)	(295)	(4,620)	(4,915)	(6,877)	(41.7%)
減収補填債(5条分)	-	-	-	-	-	-
減収補填債(特例分)	-	-	-	-	-	-
借換債	-	-	-	-	-	-
総計	(11,792)	(295)	(4,620)	(4,915)	(6,877)	(41.7%)

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 (追加分) A	既同意等額 (届出 (1月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	-	-	-	-	-	-
公営住宅建設事業	-	-	-	-	-	-
災害復旧事業	-	-	-	-	-	-
一般補助施設等※※	-	-	-	-	-	-
一般単独事業	-	-	-	-	-	-
公営企業債	-	-	-	-	-	-
水道事業	-	-	-	-	-	-
国の予算等貸付金債	-	-	-	-	-	-
総計	-	-	-	-	-	-

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合計

	地方債計画額 (追加分) A	既同意等額 (届出 (1月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
1 通常収支分	(11,792)	(295)	(4,620)	(4,915)	(6,877)	(41.7%)
2 東日本大震災分	-	-	-	-	-	-
合計	(11,792)	(295)	(4,620)	(4,915)	(6,877)	(41.7%)

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。